

大津市文化財等家族参観事業

企業局が発行する『水道・ガス等ご使用量のお知らせ』を提示することで、**毎月第3日曜日**に、対象施設を無料参観できます。

- 〔事業の目的〕 家族等で対象施設の文化財等を参観することで、**明るい家庭づくり、生涯学習の推進**を図ります。
- 〔対象者〕 大津市に居住している方
- 〔対象期間〕 毎月第3日曜日（家族ふれあいサンデー）
- 〔対象施設〕 **以下の12社寺・2施設で利用できます。**

名称	所在地	名称	所在地
浮御堂	本堅田 1-16-18	西教寺	坂本 5-13-1
延暦寺	坂本本町 4220	日吉大社	坂本 5-1-1
近江神宮（時計館宝物館）	神宮町 1-1	三井寺	園城寺町 246
石山寺	石山寺 1-1-1	建部大社（宝物殿、要予約）	神領 1-16-1
岩間寺	石山内畑町 82	立木観音	石山南郷阿奥山 1231
圓滿院	園城寺町 33	義仲寺	馬場 1-5-12
歴史博物館（常設展）	御陵町 2-2	三橋節子美術館	小関町 1-1

- 〔利用方法〕 > 企業局が発行する『水道・ガス等ご使用量のお知らせ』の通知（毎月又は2か月に1回発行）を、対象施設の受付で提示することで、無料で参観することができます。
- 〔利用上の注意〕 > 対象施設の受付で、企業局が発行する『水道・ガス等ご使用量のお知らせ』の通知を提示してください。複数人でご利用の場合は、**6名まで**無料で参観できます。
- > **1か月につき1施設、1通知につき1回に限り**、無料参観できます。
 - > 行事等により、使用できない場合がありますので、**事前に大津市ホームページをご確認ください。**
 - > 『水道・ガス等ご使用量のお知らせ』は**検針月を含む3か月以内の通知のみ**利用が可能です。
- 〔注意事項〕 > 駐車料金等は、通常どおりの料金が必要です。
- > 『水道・ガス等ご使用量のお知らせ』を**第三者に譲渡、又は複写して使用することはできません。**
 - > パンフレットは、対象施設の都合により、配布できない場合があります。
 - > 『水道・ガス等ご使用量のお知らせ』の利用にあたり、**本人確認書類を提示していただくことがあります。**
 - > ご不明な点がありましたら、生涯学習課までお問合せください。

～ ルールとマナーを守って、ご利用ください。～



← ホームページはこちら

【お問合せ先】

大津市教育委員会事務局生涯学習課

☎077-528-2635